

伊方原子力発電所環境安全管理委員会環境専門部会

議事録

平成 28 年 3 月 30 日（水）

10:00～

愛媛県水産会館 6 階 大会議室

1 開会

○岡田防災安全統括部長 皆さま、おはようございます。委員の先生方には、本当に年度末のお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。それから、本日は規制庁のほうから愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所の川辺所長、初岡副所長にもご出席をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

さて、本日は、伊方原発の周辺環境放射線等調査および温排水影響調査につきまして、来年度の計画をご審議していただくこととしております。ご案内のとおり、両調査は伊方原発周辺の安全確保および環境保全のために伊方原発の運転開始前から継続して実施している調査でございます。それから、そのほか報告といたしまして、四国電力におきまして、伊方発電所周辺に設置している一部のモニタリングポストについて、今年度に機器の老朽化による更新と高台への移設による津波対策を実施しておりますので、四国電力から説明をいただくこととしております。このほか、昨年度の部会で説明させていただきましたが、今年度、緊急時モニタリングにおいて、緊急時防護措置を準備する区域でありますUPZ圏内の避難等防護措置の判断に用いる測定局の拡充を目的といたしまして、放射線量率の自動連続計測が可能な通信機器付き電子線量計を整備しておりますので、愛媛県緊急モニタリング実施要領および資料編への反映の改訂につきまして、事務局から説明させていただきます。ご案内のとおり、伊方3号機の再起動のスケジュールも具体化していく中で、県民の安全・安心のためにも平常時の厳しい監視調査と緊急時に備えた体制の充実が一層重要になってくると考えております。どうか、本日皆さま委員の方々から専門技術的な忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうかよろしくお願いたします。

2 議題

(1) 平成 28 年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画について

○山本（尚）部会長 ただ今から、伊方原子力発電所環境安全管理委員会環境専門部会を開始いたします。

まず、議題1の平成28年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画におきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 事務局から平成28年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画（案）についてご説明させていただきます。着席させていただきます。

この調査は、伊方原子力発電所周辺の環境保全を図るとともに、公衆の安全と健康を守るため、伊方1号機が運転を開始する以前の昭和50年度から愛媛県と四国電力が継続して実施しているものでございます。本調査につきましては、平成25年度から東京電力福島第一原発事故を踏まえまして、調査範囲を発電所からおおむね30km圏に拡大したところであり、平成28年度計画案はこの27年度計画を基本的に継続したものとなっております。お手元にごございます資料1の調査計画の概要および調査計画（案）に基づきまして説明させていただきます。

概要の1ページをご覧ください。下線を引いている部分は、前年度計画からの変更点です。まず、1の目的といたしましては、旧原子力安全委員会が策定しております環境放射線モニタリング指針に従いまして、(1)から(4)に示しておりますとおり、周辺住民等の線量の推定および評価。環境における放射性物質の蓄積状況の把握。原子力施設からの予期しない放射性物質または放射線の放出の早期検出および周辺環境への影響評価。異常事態または緊急事態が発生した場合における環境放射線モニタリングの実施体制の整備の4つとしてございます。2の調査機関は愛媛県と四国電力です。3の調査対象期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日の1年間です。

続きまして、調査内容についてご説明いたします。概要4の調査項目、頻度および地点数です。27年度からの変更点については、下線を引いて記載しております。また2ページに調査全体の放射線、空間放射線および放射能測定について愛媛県実施分および四国電力実施分に分けて、調査項目、調査地点等を取りまとめてございます。

それでは、変更理由等も含めまして具体的にご説明させていただきます。最初に愛媛県調査分についてです。調査計画（案）の本文2ページをご覧ください。愛媛県調査分を2ページから4ページの表1に調査項目および調査地点等について取りまとめてございます。2ページをご覧ください。空間放射線測定ですが、新たに通信機能付き電子線量計を追加いたしました。電子線量計につきましては、昨年2月の当部会で緊急時モニタリング計画についてご審議をいただいた際、防護措置の判断基準となる空間線量率の監視体制の強化については、設置場所の選定の考え方に基づいて通信機能付き電子線量計の設置を進めていくことが重要とのご意見をいただきまして、設置工事を行ってまいりましたが、本年3月に工事が完了しまして、現在試験測定を行っており、平成28年度から本格運用をすることとしてございます。このことから、通信機能付き電子線量計を本調査計画に取り入れることを検討いたしました。計画（案）をご説明する前に電子線量計の概要についてご説明いたします。

本文の一番最後のページにとじさせていただきますが、「通信機能付き電子線量計の設置について」と題した1枚物の資料をご覧ください。伊方発電所からおおむね半径5から30kmのUPZ圏内の避難等防護措置の判断基準とするための緊急時モニタリングの強化を目的としまして、空間線量率の自動連続測定が可能な通信機能付き電子線量計を58局整備したものでございます。まずシステムの概要でございまして、系統簡略図をご覧ください。

ければと思いますが、UPZ内にデータ伝送装置の付いた電子線量計を設置し、測定データを愛媛県原子力センターおよび県庁の収集サーバーに送信しまして、同サーバーからテレメータシステムにデータを集約、異常値の通報と測定値の監視、確認を行うとともに、国の緊急時放射線モニタリング情報共有システム、我々のほうで「ラミセス」と呼んでいますが、送信しまして、緊急時には防護措置の判断に活用するものでございます。裏面に写真を添付してございます。ご覧ください。

電子線量計の本体、データ伝送装置、太陽光パネル、7日以上測定が可能なバッテリーユニット等で構成しております。もし充電量が低下すると通報がなされまして、その際にはバッテリー交換等により対応することとしております。表面にお戻りください。

簡略図のとおり、測定値を正確に収集するため、データ収集サーバー以降は二重化したシステムとしております。検出器はシリコン半導体検出器を使用し、線量率測定範囲は2分間値測定で $0.2\mu\text{Gy/h}$ から 10mGy/h となっております。以上、電子線量計の概要ですが、今度は調査計画に戻らせていただきます。本文2ページにお戻りください。

電子線量計については、線量率測定の2段目に示しております58地点で連続測定を行うこととしてございます。ここで参考局としてございますが、これは設置目的が緊急時モニタリング局であることを踏まえ国と協議したもので、測定そのものに関係するものではありません。最も下の項目をご覧ください。これは緊急時モニタリングにおいて空間線量率分布を迅速かつきめ細かく把握できるよう、あらかじめ緊急時モニタリング候補地点を定め、年2回NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによる定期測定を実施してきたものですが、今回、これまでの候補地点を念頭に置きながら、通信機能付き電子線量計を整備し、自動連続測定を開始することから、人員による移動測定からより迅速な収集測定に移行することとして、測定地点、項目の整理を行うことといたしました。そのほかの空間放射線の測定項目、地点、頻度等については、27年度計画を継続したもので変更はございません。

続きまして、4ページをご覧ください。県実施の環境試料の放射能測定ですが、平成27年度調査計画と変更はなく、陸上試料、海洋試料の調査を継続いたします。

5ページの表2をご覧ください。四国電力が実施します放射線および放射能測定項目であり、変更はなく平成27年度を継続するものです。

本文の6から10ページの別表1に愛媛県実施分の放射線測定地点を記載してございます。6ページの測定器の一覧表で⑤の見え消しで削除しているものが先ほどのNaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによる測定です。9から10ページにかけて追加しました通信機能付き電子線量計の測定場所等を一覧として記載してございます。

11ページの別表2に県実施分の環境試料採取地点を記載してございます。

続きまして、四国電力の実施分ですが、12から13ページの別表3をご覧ください。四国電力実施分の放射線測定地点等を記載してございます。このうち12ページの上から7段目の伊方町三机、13ページの1段目の伊方町湊浦、5段目の伊方町九町の方位、距離に下線を引いてございます。これは四国電力が今年度津波の影響等を考慮して地点変更したものでございます。後ほど変更点等については、四国電力から詳しい報告をさせていただきます。そのほかにつきましては、測定器、測定地点等、変更はございません。

14 ページの別表 4 に四国電力実施の環境試料採取地点を取りまとめており、27 年度と変更はございません。

15 ページから 22 ページに愛媛県および四国電力が実施します測定地点等をお示ししてございます。22 ページが先ほどご説明しました通信機能付き電子線量計の設置地点でございます。

23 から 25 ページに測定方法および測定器について取りまとめています。測定方法については、文部科学省放射能測定シリーズに準じて実施するとともに、測定器は適宜追加や最新の機器への更新、充実を図っているところであり、下線部が追加更新した機器でございます。

それでは、概要の 3 ページにお戻りください。5 の調査結果の評価方法ですが、こちらも 27 年度計画と同様、モニタリング指針に準じてそれぞれを評価しまして、四半期ごとに環境専門部会で検討をいただいた上で、その都度公表いたします。また、年度を通しての詳細な評価を年報として取りまとめた後、管理委員会に報告、公表することとしてございます。まず、伊方発電所周辺 5 km 圏内のモニタリングステーションおよびポストについては、予期しない放射性物質または放射線の早期検出および周辺環境の影響評価を行うため、地点ごとに降雨時と降雨時以外に分けて原則として過去 2 年間の測定値から「平均値＋標準偏差の 3 倍」と比較しまして、異常の有無等について評価することとしてございます。積算線量につきましても、地点ごとの四半期の測定値を最小値、最大値および「平均値＋標準偏差の 3 倍」と比較して評価することとしてございます。放射能測定の評価についても、前年度の評価方法から変更はなく、代表的な人工核種でございますコバルト-60、セシウム-134 および 137、ヨウ素-131 について過去の測定結果との比較、土壌、海底土中のセシウム-137 の変動状況等を確認していくこととしてございます。また、毎年度調査結果に基づく実効線量を評価してございまして、年間の積算線量から外部被ばく実効線量、農水産食品の放射能測定から内部被ばくによる預託実効線量をそれぞれ評価してございます。なお評価地点につきましては、継続性を考慮いたしまして、過去から測定を行っております伊方町内の積算線量、農水産食品を用いて評価することとしてございます。これらの評価につきましては、本文の 26 から 27 ページに記載してございます。

26 ページの下線部ですが、電子線量計は緊急時モニタリングの強化の参考局と位置付けておりますが、測定結果についてはバックグラウンドレベル把握等のため、取りまとめて報告したいと考えております。なお、これまでの NaI 等検出器の特性とは異なりますことから、委員のご意見をお聞きしながら適切に取りまとめていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。この積算線量の評価につきましては、過去 10 年間の測定値により評価することとしており、四国電力のガラス線量計による測定への移行がちょうど 10 年を経過しましたことから、平成 18 年から 27 年度と明記したもので、特に評価方法を変更したものではありません。

次に、Ⅱ. 放射性物質の放出管理状況に基づく線量評価でございますが、こちらも前年度と変更なく、伊方発電所からの放射性物質の放出量および気象観測結果を基に国の評価指針に基づきまして、発電所に近接する周辺公衆の線量評価をいたします。国の基準では、周辺公衆の線量の変動、法令では年間 1 ミリシーベルト、指針目標では年間 50 マイクロシーベルトとしておりますが、現伊方町と四国電力の安全協定ではそれよりも低い年間 7 マ

イクロシーベルトを努力目標としておりまして、その状況を確認することとしてございます。

本文 31 ページからは環境に存在する放射性物質等につきまして、参考資料を添付してございます。このうち、47 ページにモニタリングポストの測定値等をスマートフォンアプリで配信していることはこれまでもお知らせしておりますが、本年度から愛媛県のポストに加え、四国 3 県、山口県、広島県および大分県のポストについてもリアルタイムで確認できるように追加いたしました。

48 ページをご覧ください。先ほどもご説明いたしましたように、空間放射線量の測定項目等変更することといたしましたが、引き続き重点市町の職員のモニタリング能力や連携強化のため、市町職員と共同の測定等を継続していくこととしてございます。

最後になりますが、国の原子力規制委員会におけます見直し状況や測定技術の進展等を注視しながら、次年度以降につきましても適宜計画の見直しを行うこととしております。

以上で平成 28 年度の調査計画（案）についてのご説明を終わります。

○山本（尚） 部会長 ありがとうございます。各委員の皆さまには、事務局から資料を事前に送付しておりまして、本日欠席しておられる宇根崎委員からご意見をいただいております。事務局からそちらに関してご報告お願いいたします。

○事務局 宇根崎委員からコメントをお伝えいたします。

緊急時モニタリング強化を目的とした通信機能付き電子線量計の配備、モニタリングポスト移設等に伴う改訂が適切に反映されており、従前からの調査計画からの継続性も保たれていることから、適切と考えます。なお、サーベイメータから変更された通信機能付き電子線量計や設置されたモニタリングポストについて、測定データの継続性が十分に確保できるよう、データ分析等にご留意いただきますよう、というご意見をいただきました。

○山本（尚） 部会長 ありがとうございます。

では、ご出席の委員の皆さまから何かご意見、ご質問がございましたらお伺いしたいと思います。

池内委員、お願いします。

○池内委員 今ご説明いただいた最後のページの電子線量計の写真が載っているのですが、これは線量率を表示するところがありますか。

○事務局 緊急時であるということと、NaI 等に比べると、データの変動が大きいことがありますので、表示そのものは付けてございません。

○池内委員 分かりました。これはあっても住民の方はどのくらいかというのは見れないということですね。

○事務局 はい。その場所では見れないです。

○池内委員 あともう 1 点これについて。これはシリコン半導体検出器で、今までのモニタリングポストは NaI だったり電離箱だったりするのですが、このシリコン半導体検出器のデータの信頼性というか、それは何かでご確認されているのでしょうか。

○事務局 仕様等でもお示ししましたが、測定範囲そのものは $0.2 \mu\text{Gy/h}$ から 10mGy/h は 2 分値の積算になるという仕様をいただいています。あと、試験運転の中でばらつきはどうしてもありますので、その数値を 1 時間ごとの平均でしたときに、おおよそレベルとしてはその地点、地点のものが並行して走るといえるか、雨が上がって通常るときにある程

度の数字を走るといふことも確認してございます。測定結果を取りまとめて公表したいという話をさせていただきましたが、やはりその違いがございまして、これから測定していく中で、積算する数値が2分値でいいのか、それももう少し長くして環境のデータとして使うべきなのかといったことも、委員の先生方にもご相談しながらまとめたいと思います。だから、先ほどのお話にありましたように、現地でその数字を見せてございませぬので、例えば伊方のほうが数字が低いであるとか、松山はもう少し高くなりますが、そういう地点ごとの線量率の違いがございまして。それは緊急時等のときに住民の方がパッと見られたときに高低によって混乱しないように、できる限りその数値をお見せしながら、この地点ではこれぐらいの数字はあるんだということを常に見ていただけるような工夫はしていきたいと考えてございます。

○池内委員 電子線量計のデータの取り扱いがよく分かったのですが、電子線量計の線量率の数字そのものが、精度管理ですが、正しい数字を示しているかどうかというのは、例えば、線源を近くにおいて測ってみるとか、そういったもので確認をされているかどうか。あとはNaIの近くに置いてみて同じぐらいの線量率が出るかということをお聞きしたいです。

○事務局 年間の保守点検も含めまして、現場での線量を置いての測定はしてもらった上で、その確認はしていく予定にしています。ですから、現状、置いた時点においてもその線量での測定で正確になっているところまでは確認させていただいております。

○池内委員 分かりました。ありがとうございました。

○山本（尚）部会長 これに関しては、結局その場では見えないけれども、データとしてきちんと上がっていて、そのデータのほうが緊急時の放射線モニタリング情報共有システムそのほかで見ることができるといふ趣旨でしたね。測定の範囲が10mGy/hまで測れるということですから、一時マスコミの情報等で川内発電所のほうで紛らわしい情報が出ておりましたが、そういった点の心配もない。いわゆるOILの位置も十分、500マイクロシーベルト/hといった数字は完全にクリアした範囲まで測定できると理解してよろしいですか。で、NaIと比較もしていますということですね。

○事務局 愛媛県と四国電力が置いていますモニタリングポストについては、NaIと電離箱であったり、高線量が測れるNaIを設置したりということで、低レベルのところから100mGyまで測れるようになっていきます。同じように電子線量計については、10mGy/hまで測れるということで、先ほど部会長がおっしゃられたとおり、緊急時に対応できるような体制を全ての局で実施してございます。

○山本（尚）部会長 ありがとうございました。

そのほかの委員の皆さま。

占部委員、お願いします。

○占部委員 同様に通信機能付き電子線量計に関するのですが、これはバッテリーがフル充電で7日間というのが仕様になっていますが、ずっと継続して使用している場合も常にフル充電の状態になっているのかということと、太陽光パネルが付いていますが、これが破損した場合は使用期間7日間は確保できるのかという電源の性能について少しご説明をお願いします。

○事務局 太陽光パネルで充電しながらということで、基本的に1日の使用量をどのくらい使うかということになりますが、平均すれば実質上は1時間、仕様上は2時間ということですが、2時間あれば使用したものについてはフル充電のバッテリーに対して充電していただくの機能は持っている太陽光パネルを設置してございます。あと、先ほどもご説明しましたが、あと2日とか3日とかというふうになると思いますが、そういうところまでバッテリー容量が下がれば、通信が来るようになってございます。ですから、それぞれの場所の近くにバッテリーを置いていますので、もしそういうことになればバッテリーを交換して測定し、太陽光パネルについては破損すればそれをまたメーカーに送って、その間を踏まえて交換することになると思います。

○山本（尚） 部会長 そのほかいかがでしょうか。

藤川委員、ご専門の立場からご意見をいただけますか。

○藤川委員 全体に適切に調査計画を改訂していただいていると思います。電子線量計の測定器が新たに58できるということで、その保守や日ごろの点検など、今後いろいろと実際面で課題になることが出てくるのではないかと思いますので、その点は県のほうで大変だとは思いますが、今後1年、私どももお手伝いしながら様子を見させていただきたいと思っております。

○山本（尚） 部会長 ありがとうございます。

ほかにごございませんでしょうか。

それでは、議題1の調査計画につきまして、当専門部会におきましては、通信機能付き電子線量計の設置に伴いまして、緊急時モニタリング候補地点の見直しを行っており、監視調査上問題はなく適切なものと認められる。なお、国の環境モニタリングに関する検討も踏まえまして、今後も必要に応じて修正を図っていく必要があるという意見に取りまとめまして、環境安全管理委員会に報告させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それではそのような形でさせていただきたいと思っております。

（2）平成28年度伊方原子力発電所温排水影響調査計画について

○山本（尚） 部会長 次に議題2の温排水影響調査計画につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 平成28年度の伊方原子力発電所温排水影響調査計画（案）につきまして、水産課からご説明いたします。座ってご説明させていただきます。

お手元の資料2をご覧ください。資料1枚目には愛媛県と四国電力の調査計画（案）の概要をまとめております。資料中に記載しております下線部につきましては、前年度からの変更点や前回の環境専門部会において、委員の方からご指摘のあった箇所を追記したものでございます。この調査は、伊方原子力発電所からの冷却用温排水が発電所周辺の漁場に与える影響の有無を判断することを目的に、愛媛県と四国電力がそれぞれの調査内容に記載されている各種調査を実施しております。現在、1号機から3号機まで全て停止しており、プラント本体からの温排水はありませんが、冷温状態維持用としての海水が少量排

出されていることや、停止中の状況をバックグラウンドとして把握する必要があることから、調査は継続して実施することとしております。

次に資料3枚目の1ページをご覧ください。愛媛県が実施する調査計画をお示ししております。調査時期は平成28年4月から平成29年3月までの1年間となっており、昨年度と同様に調査の一部を委託する予定でございます。

2ページ目の表1をご覧ください。調査項目につきましては、水質調査、水温調査、流動調査など7項目の調査を計画しており、水質、水温、プランクトン、付着動植物につきましては年4回。流動および拡散につきましては、年2回実施することとしております。また、水温調査では、年4回の調査以外に1カ所で連続測定を実施することとしております。このほか、温排水が漁業に及ぼす影響の有無を判断するために、発電所近隣にある八幡浜漁協の町見・瀬戸・有寿来の3支所で漁業実態調査を周年実施する計画となっております。各調査の測点の詳細につきましては、3ページと4ページにお示ししております。なお、調査測点、調査方法とも昨年度と変更はございません。

続きまして、5ページをご覧ください。四国電力が実施する調査計画をお示ししております。調査期間は愛媛県と同様に平成28年4月から平成29年3月までの1年間となっております。

6ページから9ページに記載しております表2をご覧ください。調査項目につきましては、水温水平分布調査、水温鉛直分布調査、塩分分布調査など、14項目の調査を計画しており、調査項目12の藻場分布調査および14の取り込み影響調査の動・植物プランクトンにつきましては年2回。それ以外の調査につきましては、全て年4回実施することとしております。各調査測点の詳細につきましては、資料の10ページから最終ページに当たります24ページにかけまして、それぞれ詳しくお示ししております。なお、四国電力におきましても調査測点、調査方法とも昨年度と変更はありません。

以上が平成28年度伊方原子力発電所温排水影響調査計画（案）でございます。ご説明を終わります。

○山本（尚） 部会長 ありがとうございます。こちらにつきましても、宇根崎委員からご意見をいただいておりますので、そちらのほうのご報告お願いいたします。

○事務局 本日ご欠席の宇根崎委員からは、特に内容についてご指摘はなく、適当と認める旨のご意見をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

○山本（尚） 部会長 ありがとうございます。本調査計画につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

山本委員、お願いします。

○山本委員 夏ごろから3号機稼働ということを伺っていますが、そのときに、この計画自体は従来通りで問題ないと思うのですが、稼働した後の温排水がどれくらい広がるのかということを考えていただいたほうがいいのかなど。

○山本（尚） 部会長 やはり再稼働ということになると、実際に温排水はかなりの量が出ると思われまして。それ以前の使用済み燃料のときのプールの冷温対応に使っているものとは量がかなり違ってくると思うので、そのあたりはやはり県民の皆さんの安心といった意味からは、データがあったほうがいいのかというご意見だと思うのですがいかがでしょうか。

○事務局 愛媛県のほうから答えさせていただきます。

再稼働により発生する発電所からの温排水が周辺の漁場に与える影響を見るためには、やはり過去の定期的な調査から得られたデータとの比較が必要でありまして、再稼働に合わせて調査時期を変えますと、評価の点で難しくなることから、引き続き定期の調査を実施いたしまして、温排水の影響を評価していきたいと県のほうでは考えております。

○山本（尚） 部会長 四国電力のほうの調査分に関してはいかがでしょうか。

○四国電力 四国電力伊方発電所の大鹿でございます。今、県のほうからありましたように、やはり過去の比較ということが大事かと思っておりますので、定期的な分析で調査させていただければと思います。拡散関係の調査も当然、年4回やりますので、そちらのほうで評価して問題ないことを確認するような形になります。原則的には8月、11月、2月、5月にやりますので、それで過去と変わらないことを確認してまいります。

○山本委員 確かに過去との比較ということではそういうことだと思いますし、県のほうでは予算の都合もありますので、4回を5回に増やすとなると予算措置が急には取れないということもあるかと思えます。タイミングによると思いますが、今、年4回の8、11あたりがうまく稼働のタイミングと合って、ちょうどいいときにくればいいかと思うのですが。もしそういうことが無理であれば、例えば連続測定を一部ではありますがやられていますよね。発電所の前のところですかね。それはずっと稼働していて、水温、塩分とかは測定されているのですね。

○事務局 水温、塩分等の測定につきましては連続で確認しております。

○山本委員 分かりました。排水量と連続測定との値を見て、過去のデータと比べていただくというようなことは可能ですよね。

○事務局 可能です。

○山本委員 分かりました。

○山本（尚） 部会長 おおむね3カ月間隔ということで、今、山本委員もご心配なさっておられるのが、たまたま測った直後ぐらいに再稼働になってしまうと次回の測定まで3カ月くらい開いてしまうことになって、その間の県民の方のご不安に伝えるのが難しいのではないかと趣旨だったと思うのですが、いかがなものでしょう。

神田委員、いかがですか。こういったことに関しては。

○神田委員 やはり不安を未然に防ぐというのは、言われてデータを出すのではなくて、こちらから先にしてデータを公表するという姿勢も住民の方々の安心に直結していくと思えます。

○山本（尚） 部会長 方法としては先ほど山本委員がおっしゃられたぐらいのものでも、少なくとも早期のものに関しては十分価値があるということでしょうか。

○山本委員 定期調査ではものすごくたくさんの項目を調べられておりますので、これほどのことは全く必要なくて、温排水の影響ということで、水温、塩分あたりを少し沖にわたって調べていただくほうがいいのではないかと私は思います。要は、測定器で簡単に測れるような項目です。

○四国電力 四国電力の大鹿です。今、おっしゃられましたとおり、連続測定はやっておりますので、もし何か異常があるようなことがあったらお知らせすることになるかと思えます。ただし、温排水の影響というのは、過去と同じような運転になりますので、温排水

の影響がこれ以上大きくなるとは考えにくいとは思いますが、もし何か異常があるようなことがあればお知らせする対策はさせていただければと思います。

○山本（尚） 部会長 ありがとうございます。同じであるということが極めて重要な情報だと思いますので、ぜひともそういったことをお教えいただければと思います。

占部委員、お願いします。

○占部委員 今のお話の件ですが、発生装置を使うとき、電源入れた後に周りの放射線がどのように変化したのかを調査しますよね。同じように電力会社が今休んでいる状態から新たに操業を開始するとなった場合に、どのような影響が生じるかという問題意識は持つべきだと思います。ですから、今言われたように連続で測っているのに異常があれば、今までと変わらないからという姿勢ではきちんとした対応にならないのではないかと思います。そういう意味では、やはり私は前と同じことが予想されるということであっても、必ず何か異常はないかという視点から連続測定でもいいですからご確認いただくということをしていただきたいと思います。

○四国電力 先ほど、大鹿からご説明しましたが、当然、今現在もいわゆる冷却水が出てまいります。放水口での温度と塩分は定期的ですが測定しております。それと、もう1つ、放水口から離れたところでも水質の連続監視計器がございます。ですから、ちょうど温排水が出てまいります出口のところで連続的に測定しておりますので、そこで測定して異常があれば、当然、前面海域で問題がないかという調査をする必要はあろうかと思いますが、先ほど申し上げましたように、連続的に出口で抑えているということで、再稼働したときにかなり膨大な水の量が増えます。したがって、温度等につきましては、変化が出てまいります。それは3号機が稼働していたときの過去の温度、塩分データがございますので、それとの比較はできますので、今説明申し上げましたのは、再稼働と同時に前面海域で広範囲な温度測定は現状では計画しておらない。出口で見ておけば周辺環境に影響を与えないことは確認できるのではないかと考えております。

○四国電力 伊方発電所の大鹿です。少し補足させていただきます。本部長からありましたように、温度監視ということで、取水ピットと放水ピットのほうで温排水調査ではないですが、データを取ってしまして、そういうものでは毎日確認しておりますので、そちらで温度が過去と変わらないことは調査していくことになります。それでも異常があるようでしたら、それはそれなりの対応をすることになると思います。それと、塩分は自動測定装置で放水口ではない別の場所で、温度、水温、濁度、クロロフィル、pHと測定を行っております。

以上です。

○山本（尚） 部会長 今のはリアルタイムというか、経時的にやっている。

○四国電力 そうです。

○山本（尚） 部会長 それは範囲としては何kmぐらいの。放水口からどのぐらいのところでやるんですか。

○四国電力 放水口から500、600mぐらい。

○山本（尚） 部会長 分かりました。あらためて再稼働が行われた場合でもその直後に余分にもう1回ということはないけれども、定点調査をしている、再稼働をした場合に早期から何か海水に影響を与えそうな項目に関してはチェックをしていると。

○四国電力 そうですね。温度に関しては取り入れる水と出す水との双方の比較をやっていっていますので、それにも異常がないことを確認しています。異常があるようでしたら、対応させていただきたいと思います。

○山本（尚） 部会長 その結果は、以前の普通に稼働していたときと比較する。

○四国電力 そうです。

○山本（尚） 部会長 その差がないことを確認した上で、公表は。

○四国電力 そちらのデータも7度以下を、報告しております。

○山本（尚） 部会長 分かりました。

山本委員、それでよろしいですか。占部委員もよろしいでしょうか。

そのほかにご意見ございますでしょうか。

それでは、こちらの温排水に関してまとめて山本委員から最終的に何かコメントはないですか。

○山本委員 従来通り基本的に年4回の多項目にわたる測定をされるということで、水質、流動、その他生物調査、問題ないと思います。

○山本（尚） 部会長 ありがとうございます。

それでは、議題2の調査計画につきまして、当専門部会としましては、前年度の調査を基本的に継続するものであり、適切なものと認められると。そして再稼働がなされた場合には、定期的に行っている項目に関して、以前の稼働時と比較して異常がないかどうかを確認するものとするということでもよろしいでしょうか。そのような形で取り組んでいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、両調査計画とも部会意見を午後の管理委員会のほうで報告させていただきます。

3 報告事項

(1) モニタリングポストの更新・移設について

以上で本日の議題のほうは終了いたしましたので、引き続きまして報告事項が2題ございますので、そちらに移ります。

まず、モニタリングポストの更新・移設につきまして、今年度実施した内容を四国電力からご説明をお願いします。

○四国電力 あらためまして、四国電力原子力本部長の柿木でございます。説明に入ります前に、伊方発電所の状況も含めまして、一言ご挨拶をさせていただければと思います。

環境専門部会の委員の先生方には日ごろから伊方発電所の運営に関しましてご指導、ご理解賜りまして誠にありがとうございます。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。発電所の状況でございますが、まず伊方3号機。我々としては再稼働を目指して審査を受けている3号機でございますが、先般、工事計画、これは実際に現場にいろいろ設置しているものの詳細な設計を示したものでございますが、その詳細設計の工事計画の認可をいただきまして、規制委員会の検査の最終段階になります使用前検査の申請を先週の25日金曜日に行いました。使用前検査が順調に進みますと、7月の下旬ごろに再稼働ができるの

ではないかというふうに、私どもとして1つの目安を立てて見ておりますが、あくまでもこれは当方のスケジュールでございまして、検査を1つ1つ、丁寧に真摯に対応し安全確保を最優先に取り組んでまいりたいと考えております。

また、1号機についてでございますが、1号機につきましては、来年の9月に40年を迎えることとなります。40年を超えて運転を続けるかどうかということにつきまして、技術的な面、それから電力需給の面。伊方1号機を運転しない場合に需給は大丈夫か。それから新しい規制基準に適合していくためにはどれくらいの設備投資が必要かという経済面など、幅広く検討を行いました。その結果、1号機につきましては40年の延長申請は行わず、廃止をすることを決定しまして、その旨を先週の25日に愛媛県知事と伊方町長にご報告をしたところでございます。今後、廃止措置を行っていくわけでございますが、この廃止措置につきましても運転中と同様、安全確保を最優先に取り組んでまいり所存でございます。ということで、伊方発電所の状況を簡単にご説明いたしましたけれども、本日は昨年3月に計画についてご説明をしております周辺モニタリングポストの取り換えにつきまして、予定通り完了いたしましたことを伊方発電所の大鹿のほうからご報告をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○四国電力 四国電力伊方発電所の大鹿でございます。座って説明させていただきます。

資料3-1をお願いいたします。伊方発電所周辺モニタリングポストの取り換えについてということで、先ほど柿木本部長からもありましたように、昨年3月の本部会においてモニタリングポストの取替え計画についてご説明しております。その後、取替えが終わりましたので、その概要を説明します。

伊方発電所周辺の既設のモニタリングポスト、以下「周辺MP」と言わせてもらいますが、今、全てで16基あるのですが、平成24年度に増設した7基を除く9基につきまして、11年に更新しているものについて取替えを行いました。周辺MPの取替えに当たっては、平成24年に増設した7基と同じように高線量率まで測定可能な検出器に取替えるとともに、無停電電源装置の設置およびデータ伝送設備の多様化を図っております。また、周辺MP三机・宮内・湊浦・九町の4基については、津波ハザードを考慮して移設しております。中之浜については、現在の場所で安定した衛星通信環境を確保できないということで、これは木の影響でできないということだったので、すぐ横の場所に移設しております。具体的に説明させていただきます。

まず、取替え対象モニタということで、資料を裏面にさせていただけないでしょうか。裏面に周辺モニタリングポストの設置場所が描いています。今回、取替えを行ったのがこの赤で示している場所についている周辺モニタリングポストでございます。西側から三机、鳥津、二見、九町越、九町、亀浦、湊浦、中之浜、宮内の9局について今回取替えを実施しました。このうち三机、九町、宮内、湊浦の4局につきましては、写真が付いているかと思いますが、津波ハザードを避けるということで場所の移設。高いところとか、宮内につきましては、八幡浜市文化会館の屋上、従来駐車場に付いていたものを屋上に移設して、津波の影響を和らげるという対応を取っております。元へお戻りください。

今回、取替えしました周辺モニタリングポストの仕様についてです。まず測定装置の測定レンジですが、従来の測定装置につきましては1から10の5乗nGy/hですが、今回は1から10の8乗nGy/hに変更しております。これにつきましては、24年に増設したもの

と同じ能力でございます。電源の関係ですが、電源は四国電力の配電線から取っているのですが、さらに無停電電源装置を追加設置しております。これによりまして、だいたい24時間の停電には対応できる内容になっております。3番目としてデータ伝送ということで、通信ケーブルを使用した伝送、従来の伝送に加えて、こちらが駄目だった場合には衛星携帯電話による伝送も可能という対応を実施しました。検出器の設置高さですが、同じ場所で取替えをするモニタにつきましては、データの継続性を重視して従来と同じく局舎の屋上、局舎の屋上はだいたい3mぐらいになるのですが、設置しております。移設する場合におきましては、地上1mの高さということで、1mの高さに設置いたしました。こちらが仕様の変更というところです。

最後に取替え工事の実績ですが、これらの工事につきましては、本年28年2月までに9基全て取替え工事を終えて、現在新しい測定局で測定を開始しております。取替え前後の線量につきましては、移設しました湊浦局、宮内局ではそれぞれ湊浦のほうが+6 nGy/h程度上昇、宮内局が-4 nGy/h程度変動しておりますが、その他の局につきましてはほぼ同様という結果になってございます。

以上でございます。

○山本（尚） 部会長 ありがとうございます。

引き続きまして、モニタリングポストの移設に伴う暫定自動通報値の設定につきまして、事務局からご説明お願いいたします。

○事務局 ご説明いたします。座らせていただきます。

資料3-2をご覧ください。四国電力のモニタリングポスト移設に伴います暫定自動通報値の設定についてご説明させていただきます。

伊方発電所からの放射性物質放出の監視につきましては、緊急時に備えた監視体制の維持や常に機器の適正な稼働を確保する必要があるため、自動通報値を設定して、発報があれば原因調査および必要な対応を実施することとしております。先ほど、四国電力から説明がありましたとおり、今年度四国電力設置モニタリングポストの一部について、検出器の更新や津波対策を実施しており、そのうち三机、宮内、湊浦、九町の局舎については、移設に伴う建て替えを実施しましたことから、バックグラウンド時を考慮して新たな自動通報値を設定する必要があるとございます。これは自動通報値の設定に当たりましては、移設先の十分なデータの蓄積がございませんので、降雨時による増加線量の把握ができておりません。したがって、県の移設、増設のときも委員の皆さんに協議させていただきましたが、暫定自動通報値の設定方法を考えてございました。その内容について踏襲しながら暫定的な通報値を移設後に設定したいと考えております。具体的な算出方法につきましては、資料の中ほどに暫定自動通報値の設定の考え方ということで、記載しておりますが、各ポストの移設完了後から3月8日までの降雨時以外の最小値に移設ポストのデータから求めた増加分を加えて暫定の通報値を設定してございます。資料の下部に現行の自動通報値と暫定設定値を示してございます。これらのモニタリングポストの自動通報値につきましては、データの蓄積を待ちまして、適宜見直しを行っていきたいと考えております。

以上、四国電力モニタリングポスト移設局の暫定自動通報値の設定についてのご説明を終わらせていただきます。

○山本（尚） 部会長 ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問、各委員の皆さまからございませんでしょうか。

池内委員、お願いいたします。

○池内委員 資料3-1の真ん中あたりに周辺モニタリングの仕様ということで、測定装置が従来の1から10の5乗nGy/hから格段によくなって10の8乗nGy/hになっておるのですが、このところをもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

○四国電力 四国電力の大鹿でございます。福島の事故以来、福島周辺で10の5乗というのは、100μGy/hですが、それ以上上がったということとか、原子力災害対策指針の中でOILの基準がありまして、もう少し高くまで測らないといけないという要求もありまして、今回の変更、また24年の変更でももう少し高い10の8乗という、100mGy/hになるのですが、このあたりまで測れる性能が高いものに取り換えたという経緯でございます。

○池内委員 すみません。検出器はNaIですか。

○四国電力 はい。今回はNaIです。

○池内委員 これは従来のNaIだどこまで測れないので、何か仕組みが変わった。

○四国電力 そうですね。やはり技術的に上がっているということで、NaI自体は本来は割りと低線量を測るものでしたが、技術の向上でこのレベルまで測れるようになっているということです。

○池内委員 四国電力だけがこのモニタリングポストを設置されたんでしょうか。県のほうにはないと思うのですが、これを選ばれた理由とかお聞きしたいと思います。

○四国電力 NaIでここまで測れるため、電離箱など何パターンもありましたけれども、その中からコスト面、安全面、実際仕様の的には問題ないということで、こちらを設定させていただいております。

○池内委員 従来はNaIと電離箱を置いていたところをNaI1本にしたということよろしいでしょうか。

○四国電力 周辺モニタリングのこの地点は10の5乗までということで、従来からこちらでございます。だから、仕様が上がったということで10の8乗までということです。

○池内委員 新しくモニタリングポストを設置されたので、電離箱はいらなくなったということでしょうか。

○四国電力 付けていません。

○四国電力 四国電力の高橋でございます。少し補足いたします。

池内委員がおっしゃいましたように、従来は低線量域はNaI(Tl)シンチレーション検出器、高線量域は電離箱というのが一般的でした。今回、我々のほうで設置しているのは、検出器はNaIですが、信号の処理方式をメーカーが改良いたしまして、線量が低いときにはパルスをカウントして線量に換算する。線量が増えますと、パルスの数が増えてきますので、そのパルスの電荷を電流値に、特許だと思うのですが、変換しまして、それで高線量のほうでも線量が換算できる仕組みに我々のものはなっております。それで検出器1個で低線量域から高線量域まで測れるようになっています。

○池内委員 そこは分かりましたが、この新しく設置した9基のところはもう電離箱はなくしてしまったということよろしいのでしょうか。

○四国電力 先ほど大鹿が申しあげましたように、電離箱は外してしまったのではなくて、もともと付いておりませんでした。

NaI 検出器で1から10の5乗nGy/hまで測れるようなもので、高線量については従来から付いておりませんでした。

○池内委員 分かりました。それで今回10の8乗まで測れるということで、高いほうもカバーできるということですね。ありがとうございます。

○山本（尚） 部会長 藤川委員、お願いします。

○藤川委員 資料3-1ですが、2の仕様の（4）で、移設する場合は地上床上1mの高さに設置したと書いてあって、ちょっとだけ混乱したのですが、宮内は局舎の屋上に移設されたんですよね。だから、地上ではないんですよね。ここは。

○四国電力 申し訳ございません。局舎の屋上に移設しております。

○藤川委員 分かりました。ちょっとだけ資料3-2について県にお伺いしたいのですが、湊浦は移設に伴って、湊浦は移設の結果、+6 nGy/hぐらい高いところになったと思うのですが、ただ暫定設定値は以前より10ぐらい低くなっていて、これ、しょっちゅう警報が鳴っていたら大変なんじゃないかとちょっと気にしたものですから、それを教えてください。

○事務局 基本的には、それぞれの測定局ごとに最小値をプラスして、あとそれぞれ過去のデータについて最大になるもの、これはその場の近くでの雨が上がったときの数字を出していますので、雨によって上がる数値というのは、基本的にこれぐらいだろうということでプラスアルファをしてございます。ですから、6 nGy/h上がったものになっていますが、基本的に雨が上がったときの警報値としては、過去そういうばらつきも見ながら県の測定値も設定いたしました。それによって警報値が常に多く出てくることはなかったこともありますので、今までと同じように考慮いたしまして、なるべくそういうことについて保守的といいますか、データとして取れるような形で設定をさせていただきました。

○藤川委員 要は、湊浦の移設後の最小値は以前より+6 nGy/h上がったんだろうというふうに思っていたのですが、そうでもないんですね。ということであれば結構ですが。湊浦は移設によって線量が上がったはずなのに何でだろうというのを思っていたんです。

○事務局 最小値と平均値との違いですので、最低値そのものについては、湊浦局の最低値を使用してございます。ですから、日平均、これは雨のときもありますので、それも含めての平均的なものだろうと考えてございます。それでよろしいですか。

○藤川委員 はい。

○山本（尚） 部会長 四国電力から追加ありますか。

○四国電力 ちょっと補足させていただきます。

まず、場所的に湊浦のほうにつきましては、+6 nGy/h、バック的には上がっているのは事実でございます。これは、地質というか場所的な違いによってということで、先ほどあった警報の設定値に関しましては、今回愛媛県のほうから平均的な上昇幅分をプラスするというので、警報設定値を今回されております。従来の警報設定値につきましては、過去の実質的に上がったという、平成10年ぐらいのとき、それ以前の最大値、実データで設定していますので、ちょっとここらへんは相違があるのではないかと思います。

それと先ほどお答えしました宮内局の1mの話ですが、屋上に付けたのは事実ですが、屋上の床面からは1mというところには付けておりますので、一応屋上の床面からは1mのところです。

○山本（尚） 部会長 ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

占部委員、お願いします。

○占部委員 これは県と四国電力、両方にお伺いしたいのですが、モニタリングポストの配置の位置ですが、発電所から南西の方向が、両者とも空白気味ですよね。5km圏内で。これは何か根拠があるのかなと。今更という感じですが、人があまり居住されていないとか、そういう状況があって、南西方向は。南東ですか。

○山本（尚） 部会長 南東ですね。

○占部委員 南東方向ですね。何か理由があってこういう配置になっているのかなという事で、理由があれば教えていただきたい。

○山本（尚） 部会長 川永田と豊之浦の間ぐらいのところはスポット、割りと広い部分ないですね、という。

どちらからでも結構ですが、コメントいただけるものがございますでしょうか。

○事務局 大きく出している中の中央の5km圏内の図の中の話でよろしいですか。

先ほどの委員のお話の中にもありましたように、これはそれぞれの集落のところに設置いたしまして、そこで従来から測定をしております。ちょうど川永田と豊之浦の間は住民の方がほとんどいらっしやらない山の中になっていきますので、もともとそういうところについては設置をしてございませんでした。

もう1つ、UPZのところ、先ほど5km圏の中で数値をとということでしたが、それと同じような考え方よりも密なポストの配置には現在なっております。

○山本（尚） 部会長 そのほかに何かご質問、ご意見等。

池内委員、お願いします。

○池内委員 先ほど藤川委員がおっしゃったところですが、資料3-1の2.(4)ですが、この文章がいまいち理解できなくて、同じ場所を取り換えする場合はデータの継続性を重視して従来と同じく局舎屋上にと書いてありますが、これは宮内のことを言っているのですか。宮内は以前、屋上にあって、今回また屋上に置いたということですか。

○四国電力 四国電力の大鹿でございます。これは宮内ではなくて、場所を変えなかった中之浜、三机、鳥津、亀浦、九町越、二見のことでございます。

○池内委員 そこは屋上に設置。

○四国電力 はい。

○池内委員 従来屋上にあつたので屋上に。

○四国電力 はい。

○池内委員 移設する場合は地上1mの高さに設置したというのがありますが、宮内は移設したので、地上1mのはずです。この文章だと。これだと屋上に置いたと。

○四国電力 すみません。地上（床上）と書かせていただいているのですが、床上ということ、屋上の1mということですか。

○池内委員 地上ではなくて、屋上の床上1m。

○四国電力 そうです。

○池内委員 これはちょっと読めないと思うのですが、移設する場合、ほかのところはみんな地上1mですか。

○四国電力 はい。

○池内委員 はっきり書かれたらいいのではないかと思います。移設する場合は、地上1mの高さに設置したが、宮内局は屋上の床上1mに設置したと書いていただいたほうが。混乱する文章だと思うので。

お聞きしたいのは、なぜ宮内は屋上に。これは津波を。

○四国電力 そうです。

○池内委員 分かりました。そこを今申し上げた文章にさせていただいたほうがいいと思います。

○四国電力 分かりました。

○池内委員 地上（床上）というのは理解できないと思います。

○四国電力 了解いたしました。

○山本（尚）部会長 そのほかにご意見、ご質問等ございませんか。

では、報告事項1は以上で終了とします。

（2）愛媛県緊急時モニタリング実施要領の改訂について

続きまして、報告事項2の愛媛県緊急時モニタリング実施要領の改訂につきまして事務局からご説明をお願いします。

○事務局 事務局からご説明いたします。着席させていただきます。

愛媛県の緊急時モニタリング計画につきましては、昨年2月16日の環境専門部会でご審議をいただきまして、計画本文とその細部要領となります緊急時モニタリング実施要領および資料編を策定し、本計画を基に緊急時モニタリング訓練等を実施し、習熟を図っているところでございます。策定に当たりましては、適宜見直しを行うこととしておりましたが、今回、先ほど28年度環境放射線等調査計画（案）でご説明しましたとおり、通信機能付きの電子線量計、以下電子線量計と申し上げますが、整備しましたことから、実施要領に反映するための改訂を行ったものでございます。本日の資料構成といたしましては、資料4-1の実施要領の改訂についてという1枚物と資料4-2の新旧対照表、資料4-3、4-4の改訂版の実施要領および資料編になってございます。

それでは、改訂内容につきましてご説明いたします。資料4-1と4-2をご覧いただければと思います。資料4-2の2ページをご覧ください。3-9関連情報・資料の準備ですが、電子線量計の整備に伴いまして、固定観測局として電子線量計設置地点を新たにモニタリング地点として追加するとともに、サーベイメータ類については必要に応じて、電子線量計設置場所での測定とすることから、単独の地点図からは削除してございます。

次に4の緊急時モニタリングの実施のうち、4-1-1固定観測局について、固定観測局をモニタリングステーション、モニタリングポストおよび電子線量計と定義しまして、それぞれの設置局数等を表記いたしてございます。

3 ページをご覧ください。4-1-3サーベイメータ等については、固定観測局の補完等として、4-4-4のように並びを変更しまして連続測定器の補完的位置付けとしております。

4-1-5の環境試料につきましては、これまで緊急時モニタリング候補地点において採取可能な試料を整理しておりましたが、固定局をメインとすることから、これまでの調査状況も含め再整理することといたしました。

次に4-2の測定方法ですが、測定機器等について、電子線量計を追加して整理いたしました。また、国が全国的なシステムとして「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を整備し、データが集約されることから、その旨を明記するとともに、測定項目ごとにシステムへの入力方法等を追記いたしました。集約された測定データは防護措置の判断に用いられるとともに、モニタリング体制の変更や拡大等の検討、一括した公表がなされることとなります。

続きまして、4-4緊急時モニタリングの対応です。4-4-2の警戒事態。県内震度6弱以上の地震あるいは全交流電源喪失の恐れなどですが、電子線量計の緊急時伝送の開始を記載いたしてございます。

次に5ページをご覧ください。4-4-3施設敷地緊急事態、原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置の作動等になりますが、これらの項につきましては、県広域避難計画において、PAZ圏以前の佐田岬半島地域をPAZと同じ防護対策を実施する区域としまして、予防避難エリアと明確に位置付けたことから、その旨を追記いたしました。また、(3)はこれまでに説明してきた電子線量計導入に伴う修正でございます。

続きまして、資料4-4愛媛県緊急時モニタリング実施要領(資料編)をご覧ください。これにつきましては、電子線量計の導入や最新の人口動向等に基づく資料の追加、削除、訂正を行いました。10ページに電子線量計のモニタリング地点図を追加してございます。14ページは先ほどご説明しましたとおり、環境試料採取の地点図を改訂いたしてございます。

17ページをご覧ください。UPZの避難等の防護対策につきましては、固定観測局と避難等防護措置実施区域を関連付けてございます。つまり、関連付けた区域の観測局の放射線量により、その地区の避難等を決定することになりますが、電子線量計を増設したことにより、これまでのモニタリングポストのみの関連付けを関係市町と協議しまして、電子線量計も含めてより細かく細分化したものにいたしました。その区分分けした一覧を18から20ページに記載してございます。また、その区域ごとの位置図を21ページに色分けして記載してございます。

以上、緊急時モニタリング実施要領の改訂内容についてご説明を終わらせていただきます。

○山本(尚)部会長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

今回のもので見ますと大島ですとか嘉島ですとか、かなり離島のほうまでカバーも入って、非常にきめ細やかな形のひも付けになっていますけれども、おおむね定住の方もいらっしゃる島しょ部はこれでカバーできるのでしょうか。

○事務局 住民が住まわれている 30 km圏内の離島はこの 2 島になりますので、そこには設置させていただきました。

○山本（尚）部会長 分かりました。これは原子力規制庁のほうもこの計画をご確認いただいているということによろしいですか。

何か委員の皆さま方、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、県のほうにおかれましては、改訂を進めていただければと思います。

以上で、本日の審議、報告事項は全て終了いたしました。本日の環境安全委員会環境専門部会を終了いたします。委員の皆さま、長時間にわたりまして、熱心なご審議、どうもありがとうございました。